

川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日
規則 第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長は招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。